資料１

景観重要建造物の指定方法について

１　提案案件について

（１）申請者　三輪　均　様
（２）所在地　石岡市上曽 886－１
（３）建造物種類　長屋門、書院
（４）建物写真



【長屋門】



【書院】

２　指定方法について

令和８年３月 23 日開催の令和７年度第４回石岡市景観調査委員会にて同じ敷地内にある２棟の建造物の指定方法について次回会議までに検討することとなりました。

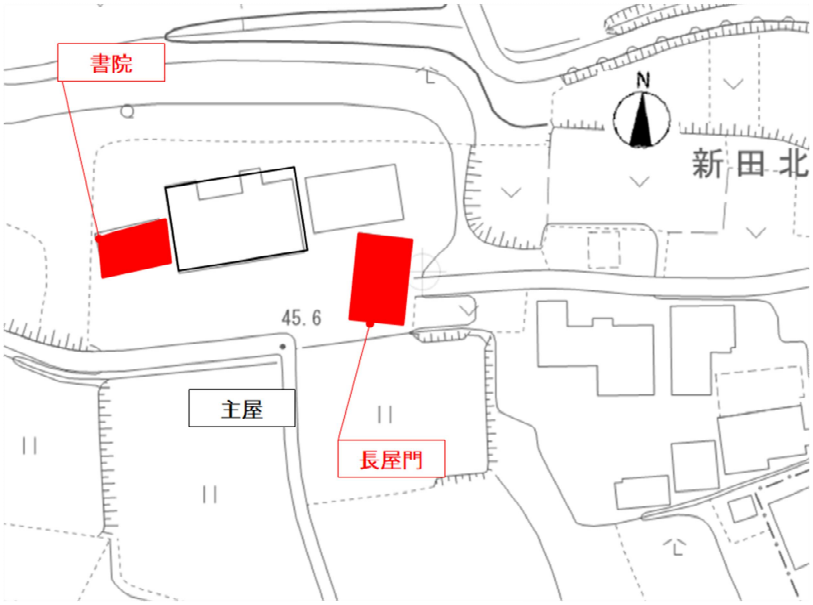
（１）２棟を一体として登録する場合

（景観重要建造物の指定）
第十九条　景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。
略

【景観法第 19 条より抜粋】

↓

今回の案件は同敷地内に２棟が建造されていることから一体となって良好な景観を形成していると判断される場合、一体での登録となります。



【配置図】

（２）２棟を別々に登録する場合

１つの敷地内に複数の景観上価値のある建造物がある場合、それぞれの建造物ごとに指定をすることも可能です。

(景観重要建造物の指定の基準)
第六条　法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一　地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
二　次のいずれかに該当するものであること。
イ　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
略

【景観法施行規則６条より抜粋(石岡市景観計画にも指定の方針として記載)】

↓

本案件の２棟については公道から外観を確認することが可能であることから、それぞれ別の景観上の特徴を有していること、およびそれぞれ別の用途を持つ景観上価値の高い建造物であるとされれば別々で登録することも可能となります。

３　住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金について

景観重要建造物へ指定されれば、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金の活用が可能となります。

⑴建造物２棟を１体として指定した場合は、単年度に２棟修繕しても１件として取り扱います。
（例）２棟で 7,000,000 円の修繕費用がかかった場合でも、補助金は補助上限の 2,500,000 円の交付となります。

（２）２棟を別々に指定した場合は、単年度に１件ずつの補助として取り扱います。

（例）１棟で 3,500,000 円の修繕費用がかかる建造物を２件修繕した場合で、補助金はそれぞれの建造物に対して補助上限の 2,500,000 円の交付となります。

上記のことをふまえ、申請者である三輪様からは、２棟別々での指定を希望されていることから、別の景観上の特徴を有していること、別の用途を持つ景観上価値の高い建造物となるかをご審議願います。